

<原著>

少年院出院者に対するイメージと許容的態度の関連 —被害リスク知覚と犯罪不安を手がかりにして—

野田優真 信州大学大学院 総合人文社会科学研究所
篠田直子 信州大学学術研究院教育学系

概要

大学生・大学院生 93 名を対象に、少年院出院者のネガティブイメージが被害リスク知覚および犯罪不安を媒介して許容的態度を低下させるという仮説モデルを共分散構造分析によるパス解析によって検証した。その結果、①ネガティブイメージが犯罪不安を媒介して許容的態度を低下させるのではなく、被害リスク知覚により惹起した犯罪不安がネガティブイメージを作り出し許容的態度を低下させる、②社会的水準ではネガティブイメージを通して、個人的水準では犯罪不安が直接、許容的態度を低下させる、③②は女性のみで男性ではネガティブイメージや犯罪不安の許容的態度への影響はみられないことが確認された。

キーワード：少年院出院者，許容的態度，イメージ，被害リスク知覚，犯罪不安

問題と目的

日本国内の犯罪情勢

平成 15 年以降は、日本における刑法犯の認知件数は減少傾向を示しており、全体としての犯罪情勢は改善されている。しかし、犯罪の種類によって高止まりや増加傾向を示すこと、再犯・再非行が高止まりの状態にあることなど決して楽観視できる状況にはない (法務総合研究所, 2023)。平成 28 年の再犯の防止等の推進に関する法律の成立や、平成 29 年の第一次再犯防止推進計画と続く令和 5 年の第二次再犯防止推進計画の閣議決定など国をはじめとした関係機関で対応を試みているものの、満期釈放等による出所受刑者の再入率や少年院出院者の 5 年以内再入院・刑事施設入所率は高止まりで推移しており、再犯・再非行の防止は国民の暮らしの安全・安心を確保するために再犯・再非行の防止は喫緊の課題である。

特に、少年・若年者への再犯防止の取り組みは重要である。再犯防止推進白書 (法務省, 2012) によると、20 歳代に刑事処分を受け、保護観察付執行猶予となった者のうち約半数、刑務所に入所した者のうち約 4 割が少年期に何らかの保護処分を受けていること、少年院

出院後に刑事処分を受けた者の初回犯行時年齢では20歳が最も多く、約8割が20歳代の第1四半期(20歳から22歳6か月までの期間)までに初回犯行に及んでいることから、少年期から成人後数年間における再犯防止対策の重要性がうかがえる。他の年齢層と比べて可塑性に富み、社会復帰のための環境も整いやすいことを踏まえ、少年・若年者に焦点を当てた取組を強化する必要がある。

再犯防止に関する研究

先行研究で確認できる少年の再犯防止対策は、少年への処遇プログラム(家族療法、認知行動療法、マルチシステム療法、スケアード・ストレイトなど)に関するものが多いがその効果は一貫しておらず、プログラムによっては逆効果になるものもあり、少年への直接的介入のみでは限界がある(染田,2009)。一方で近年、少しずつではあるが社会復帰後の社会的孤立への対応といった受け入れ側に注目する研究がみられるようになった。法務総合研究所(2018)は少年院出院者に対して出院直後と2年後の2度の面接調査を行い、デシスタンス群(立ち直りの過程にある者)は、自分に良い影響を与えた出会いの相手として、1年目では少年院の教官や同級生、2年目では職場の先輩や同僚や学校教師と社会復帰後に影響を受ける人の範囲が拡大していたことから、出所後の支援策として人的環境の整備が必要であると指摘している。関係性に関しては、関係があるという事実だけではなくその質が重要である。只野他(2017)は、デシスタンス要因の社会的要因の中で、「結婚・家族・友人との関係」はただ関係を有しているという事実だけではなく、その良好性も重要だと示唆している。また、法務総合研究所(2019)も、周囲の人との親和的・情緒的な関係が犯罪からの立ち直りに繋がる重要な要素の一つであるとの指摘している。特に、立ち直り過程における支援の効果は高いと指摘されている非行少年にとって、両親をはじめとした周囲の他者との良好な関係は重要である。非行少年が周りの人たちに受容され、向社会的な友人を持ち、復帰した地域住民に支えられ居場所感を持てることが再犯の防止につながるといえる。服部(2021)は、再犯に陥るかどうかの分かれ目である出所後の社会復帰における就労を妨げる要因として社会的孤立を指摘していることから、社会的孤立を防ぐことで以前の反社会的な非行仲間との交流を断ち切ることもつながると考えられる。そのためには、立ち直りの制度上で関わる保護司や更生保護施設職員のような専門家によるアプローチだけでなく、身近な地域住民の理解と協力的な関わりが再犯防止の役割を担うことが期待されているといえよう。しかしながら、一般社会住民の非行と地域社会の関りに関する意識は非常に薄い。保木他(2004)の調査によると、非行の原因として地域社会をあげる割合は法務教官で35.7%に対して一般社会未成年では9.6%、一般社会成人では18.8%と地域社会の重要性を認識している地域住民は若い層ほど低くなっているのが現状である。

良好な関係を阻害する地域住民の要因

それでは、地域社会の受刑者に対する反応はどうであろうか。多くの受刑者は自らの罪

を反省し二度と罪を犯さないように矯正したのちに出所しているものの、地域コミュニティの社会的排除や社会全体が犯罪者の受け入れに消極的であることが犯罪者の社会復帰を困難にしている (村上, 2022)。更生保護施設の開設が地域住民の理解、支持されることは極めて難しいという指摘もあり (小俣他, 2021)、地域社会の十分な受容は難しいのが現状である。一般の地域住民によるコミュニティにおいて、こうした犯罪に関わった者に対する許容を阻害している要因のひとつとして“犯罪者や非行少年に対する (パブリック) ステイグマ”の存在が指摘されている。

ステイグマとは、ある特徴と否定的な固定観念が結びついたものであり、それにより特定の集団に属する人々の社会的信用が著しく貶められるものである (Goffman, 1963 訳 石黒, 1970)。また、人々をある違いで区別しラベル付けすること、否定的なステレオタイプとラベルをむすびつけること、人々を「私たち」と「彼ら」に切り離すこと、ラベル付けされた個人が社会的な立場の喪失や差別を経験することの相互に関連する4つの要素を含む (Link & Phelan, 2001)。犯罪についての情報に対する関心の一部は、マスメディアなどの情報によってイメージは (意識されないままに) 培養され、ステレオタイプ化される (岡田・安藤, 1994) のならば、ステイグマの背景にネガティブイメージがある、もしくはネガティブイメージが積み重なってステイグマになると言え替えても良いだろう。

犯罪者に対するステイグマと許容的態度に関する研究

ネガティブイメージもしくはステイグマと犯罪をした者への態度に関する研究は、多くは刑務所出所者を対象としたもので、少年を対象とした研究はほとんどみあたらない。内閣府 (2018) の調査では、犯罪を犯した人の立ち直りに協力したい者は半数程度であり、ステイグマが刑務所出所者に対する周囲の人々の関りに影響を及ぼしている可能性がある」と指摘している。また、坂田・川島 (2021) は、大学生を対象に刑務所出所者のステイグマと許容的態度との関連を検討し、ステイグマが許容度と関与可能性を低下させることを示している。許容的態度については性差がみられ、身体的な力関係が相対的に弱い女性のほうが被害者になる確率が高く犯罪被害への恐怖心が強い可能性を言及しており、女性の方が許容的態度が低減することが報告されている (村山, 2022)。少年犯罪では、向井・藤野 (2021) が、少年犯罪に対する厳罰志向性は、理解不能イメージから被害リスク知覚を通して惹起した犯罪不安によって規定されるというモデルを検証しており、ステイグマの背景にイメージやリスク知覚・犯罪不安が影響していると指摘している。

本研究の目的

本研究は、地域社会の若者としての大学生を対象として、少年院出院者にどのようなイメージを持っているのかについて再確認したうえで、少年院出院者のイメージが被害リスク知覚や犯罪不安を通して許容的態度にどのような影響を与えているのかについて検討する。非行少年の再非行を予防し立ち直りを促すための一つの要因である周囲の人へのアプローチについて新たな視点を提供することが本研究の意義である。

本研究の仮説モデル

本研究の仮説モデルは、少年院出院者に対するネガティブイメージが被害リスク知覚・犯罪不安を媒介して少年院出院者への許容的態度に影響を与えるモデルである (図 1)。被害リスク知覚と犯罪不安に関しては、向井・藤野 (2021) に準拠し、社会的水準と個人的水準の2水準を設けた。

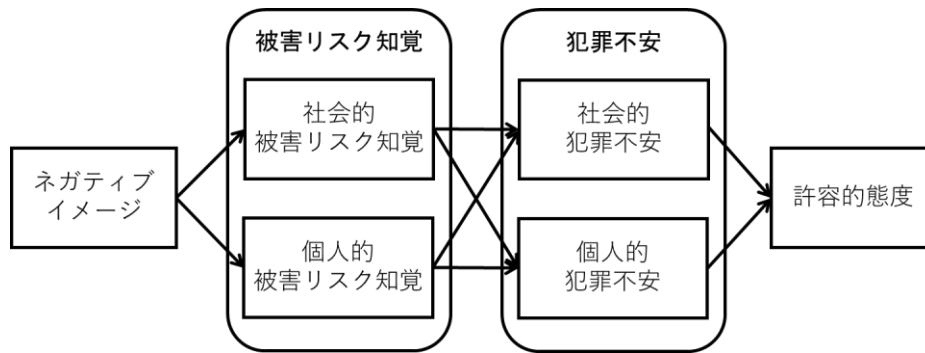


図 1 本研究の仮説モデル

- 【仮説 1】 少年院出院者のネガティブイメージによって引き起こされる被害リスク知覚は、犯罪不安を媒介して許容的態度を低下させる。
- 【仮説 2】 男性よりも女性の方が、少年院出院者へのネガティブイメージが許容的態度に与える影響が強い。

方法

調査対象者

甲信越地区にある大学の学部生及び大学院生を対象に質問紙調査を実施した。回答の得られた 96 名のうち回答に不備のあった 3 名を除いた 93 名 (有効回答率 96.9%:男性 39 名, 女性 52 名, 性別不明 2 名, 21.0±1.99 歳) を分析対象とした。学年は大学院 1 年 33.3%と最も多く, 学部 1・2 年生 37.6%であった。住居形態は, ひとり暮らしが 60.2%, 寮や下宿が 16.1%と 8 割近くが親元から離れて暮らしており, 居住地域への愛着は高かった。少年院出院者との接点は, 全く接点が無い者が 87.0%と 9 割近くを占めていた。

調査時期

2023 年 6 月～9 月

調査手続き

Google フォームにて作成した質問紙の URL を, 縁故による依頼と, 協力を得られた教員を通して回答を求めた。調査は匿名で行い, 個人が特定されないようにした。はじめに調査協力への同意を求め, 同意を得られた者のみ以下の質問に回答を求めた。所要時間は 15 分程度で回答が終わった時点で各自終了とした。

倫理事項

本研究は、信州大学教育学部研究委員会倫理審査会部会の承認を得て実施した（管理番号: 23-01）。

調査内容

本研究において、少年の年齢は15～18歳とし、質問紙の冒頭で、「全項目において、少年の年齢は15～18歳とする」と明記した。

少年院出院者のイメージ（筆者作成） 少年院出院者や刑務所出所者などに対するイメージおよびデシスタンス要因についての先行研究をもとに、少年院出院者に対するネガティブイメージ・人格特性・境遇や更生可能性に関するイメージについて、心理学を専攻する大学院生3名と指導教員1名と協議の上で30項目を設定した。「1. 全くそう思わない」から「5. 非常にそう思う」で回答を求めた。

許容的態度 坂田・川島 (2021) の「刑務所出所者への許容的態度尺度」を使用した。犯罪の内容は限定せず、対象を「少年院出院者」「非行少年」「一般青少年」の3条件で、10項目について許容度（「1. 許せない」～「5. 許せる」）と関与可能性（「1. 全く関わりたくない」～「5. 積極的に関わられる」）の5件法で回答を求めた。さらに、少年院出院者と非行少年に関しては、回答時にどのような少年を思い浮かべたか、自由記述で回答を求めた。いずれも、得点が高いほど許容的態度が高い。

犯罪不安 向井・藤野 (2021) の「犯罪不安尺度」を、対象が15～18歳の少年院出院者となるように変更した上で使用した。本尺度は社会的水準での犯罪不安と個人的水準での犯罪不安について、「1. 全くそう思わない」から「5. 非常にそう思う」の5件法によって回答を求めた。得点が高い方が不安が高い。

被害リスク知覚 向井・藤野 (2021) の「被害リスク知覚尺度」を、対象が15～18歳の少年院出院者となるように変更した上で使用した。本尺度は社会的水準での被害リスク知覚と個人的水準での被害リスク知覚について、「1. 全くそう思わない」から「5. 非常にそう思う」の5件法で回答を求めた。得点が高い方が被害リスク知覚が高い。

社会的距離 吉岡・三沢 (2012) が作成した、「精神障害者との社会的距離尺度」を、精神障害者を少年院出院者に変更し使用した。5項目について「1. 強く反対」「2. 確かにそうしたくない」「3. 多分そうしたくない」「4. 多分そうしたい」「5. 確かにそうしたい」の5件法で回答を求めた。得点が高い方が社会的距離が近い。

非行少年との接点の有無（筆者作成） 「近所・学校・職場・友人・知人に少年院出院者がいる」「身内や親せきに少年院出院者がいる」「直接少年院出院者と話をしたことがある」の3項目からなる、「1. はい」と「2. いいえ」の2件法にて回答を求めた。

居住地域の気に入り度（筆者作成） 回答者が現在住んでいる地域に対してどの程度気に入っているかについて、「1. 非常に気に入っている」から「5. 全く気に入っていない」の5件法で回答を求めた。得点が低いほど気に入り度が高い。

デモグラフィック 年齢, 性別, 学年, 居住形態を尋ねた。性別については, 「男・女・その他・回答しない」, 年齢については実年齢に加え「回答しない」, 学年については4年制大学の4学年と修士課程に2学年のほか, 「その他」, 居住形態については「実家・1人暮らし(アパート等)・寮や下宿等・その他・回答しない」の5択をそれぞれ設けた。

分析方法

分析には HAD ver.18 (清水, 2016) を用いた。

結果

少年院出院者のイメージ (表 1)

少年院出院者のイメージとして高かった項目は, 「悩みごとを相談できる人がいない (3.76) 」, 「親の愛情を十分に受けて育たなかった (3.70) 」, 「精神的に追い詰められている (3.70) 」, 「幼少期に何らかのトラウマがある (3.67) 」, 「すぐかっとなるなど, 感情のコントロールができない (3.63) 」, 「友人に非行行為をしている者が多い (3.53) 」などで, 本人の気質的な問題というよりは, 育ちや現在の環境から犯罪に至ったというイメージが強かった。一方で, 「何をするか予測できない (5.53) 」 「何を考えているのかわからない (3.29) 」 「怖い (3.49) 」 「嫌悪を感じる (2.77) 」 「異常だ (2.61) 」といった理解不能による怖さを感じている者も一定数みられた。更生可能性については, 「何があっても更生などできない (1.74) 」は低かった。

次に, 30 項目に対して探索的因子分析 (最尤法, プロマックス回転) を行った。固有値の減衰状況から 1 因子解を採用し, 「少年院出院者に対するネガティブイメージ (以下, ネガティブイメージ) 因子」と名付けた。累積寄与率は 43.6%であった。因子負荷量の絶対値が.40 に満たない 13 項目を削除した 17 項目の加算平均をネガティブイメージ尺度とした ($\alpha=.92$)。尺度得点の平均は 3.13 ($SD=0.73$) であった。性差はみられなかった。

犯罪不安および被害リスク知覚 (表 2)

向井・藤野 (2021) の 4 因子すべての因子間に共分散を仮定したモデルで確認的因子分析を行い, 結果を検討したところ, 適合度指数は $GFI=.909$, $AGFI=.826$, $RMSEA=.093$ であった。適合指数がほぼ満足な値を示したことから, この因子構造モデルに従って, 後の検討を進めていくことにした。社会的犯罪不安以外の平均は範囲中央値 (3.00) 以下であり, 犯罪不安, 被害リスク知覚とも低かった。社会的水準と個人的水準では社会的水準の方が高く, 個人的水準でより低く見積もる傾向がみられた。また, 両水準とも被害リスク知覚より犯罪不安が高かった。4 変数に一定の内の一貫性 ($\alpha=.68-.91$) がみられたので加算平均を尺度得点とした。いずれも性差は見られなかった。

表 1 「少年院出院者」イメージの記述統計量および因子分析の結果

| | <i>FI</i> | 共通性 | <i>M</i> | <i>SD</i> |
|--------------------------|-----------|-----|-------------|-----------|
| 道徳性が欠けている | .78 | .62 | 3.16 | 1.06 |
| 同じような犯罪を繰り返しやすい | .74 | .55 | 3.41 | 1.00 |
| 親のしつけが適切でない | .73 | .53 | 3.22 | 1.20 |
| 異常だ | .69 | .48 | 2.61 | 1.09 |
| 何を考えているのかわからない | .68 | .46 | 3.29 | 1.12 |
| 協調性が欠けている | .66 | .44 | 3.32 | 1.12 |
| 社会の規範やルールをバカにしている | .65 | .42 | 2.71 | 1.12 |
| 将来に目標がなく、投げやりだ | .64 | .42 | 3.13 | 1.16 |
| 法律や社会の規則に対する反発心が強い | .64 | .41 | 2.71 | 1.12 |
| 暴力的で残酷だ | .62 | .39 | 3.03 | 1.05 |
| 何をするか予測できない | .58 | .33 | 3.25 | 1.06 |
| 友人に非行行為をしている者が多い | .58 | .33 | 3.53 | 1.32 |
| 自分の罪を反省したり、後悔したりしない | .57 | .32 | 2.37 | 1.03 |
| 怖い | .55 | .31 | 3.49 | 1.16 |
| 浅はかだ | .53 | .28 | 2.96 | 1.19 |
| 親の愛情を十分に受けて育たなかった | .53 | .28 | 3.73 | 0.99 |
| スリルを求める性格だ | .53 | .28 | 2.71 | 1.07 |
| 寄与率(%) | 43.6 | | | |
| 除外項目 | | | | |
| 精神的に追い詰められている | | | 3.70 | 1.06 |
| 悩みごとを相談できる人がいない | | | 3.76 | 1.08 |
| 幼少期に何らかのトラウマがある | | | 3.67 | 0.97 |
| すぐかっとなるなど、感情のコントロールができない | | | 3.63 | 0.94 |
| 家庭が貧しい | | | 3.28 | 0.95 |
| 友人に左右されやすい | | | 3.27 | 1.26 |
| 地域に適応したいと思っている | | | 2.94 | 1.04 |
| 甘えや依存心が強い | | | 2.88 | 1.11 |
| 嫌悪を感じる | | | 2.77 | 1.10 |
| 親が過保護だ | | | 2.56 | 0.98 |
| 陰気で内向的だ | | | 2.54 | 1.02 |
| 知的だ | | | 2.28 | 0.94 |
| 何があっても更生などできない | | | 1.74 | 0.94 |

表 2 犯罪不安および犯罪被害リスクの記述統計量 (N=93)

| | 本研究(2023) | | 向井・藤野(2021) | |
|---|-------------|-----------|-------------|-----------|
| | <i>M</i> | <i>SD</i> | <i>M</i> | <i>SD</i> |
| 社会的犯罪不安 ($\alpha=.91$) | 3.09 | 1.11 | 3.60 | 0.82 |
| 社会全体の少年犯罪に関する治安に対して不安を感じる | 2.99 | 1.21 | | |
| 社会の少年犯罪に対する安全性に対してなんとなく不安を感じる | 3.03 | 1.20 | | |
| 世の中で起こる少年犯罪に対して不安を感じる | 3.26 | 1.20 | | |
| 個人的犯罪不安 ($\alpha=.89$) | 2.25 | 0.97 | 2.66 | 0.83 |
| 自分が少年犯罪に被害にあうのではないかと不安を感じる | 2.32 | 1.04 | | |
| 自分が少年犯罪の被害にあいそうで怖いと感じる | 2.18 | 0.99 | | |
| 社会的被害リスク知覚 ($\alpha=.82$) | 2.73 | 0.99 | 3.57 | 0.81 |
| 社会の少年犯罪に関する治安が悪くなった | 2.71 | 1.10 | | |
| 今後、社会一般人が少年犯罪の被害にあう可能性は高まる | 2.84 | 1.17 | | |
| 世の中では、凶悪な少年犯罪が増えた | 2.65 | 1.20 | | |
| 個人的被害リスク知覚 ($\alpha=.68$) | 2.23 | 0.87 | 2.59 | 0.76 |
| 自分もいつか少年犯罪にあいそうな気がする | 2.39 | 1.08 | | |
| 自分の周囲には少年犯罪が起きそうな危険な場所が多い | 2.08 | 0.90 | | |

少年院出院者に対する許容的態度 (表 3)

いずれの項目も平均値は範囲中央 (3.0) よりも高く、特に一般青少年については許容方向への偏りがみられた。先行研究と比較すると、刑務所出所者よりも少年に対する許容的態度が高かった。また、どの対象においても、許容度よりも関与可能性の方が得点が低く、一般青少年 > 少年院出院者 > 非行少年の順で、許容度と関与可能性とも低くなっていた。対象ごとに、許容度と関与可能性の加算平均を許容度尺度とした ($\alpha=.73-.75$)。なお、一般青少年の許容的態度得点に天井効果がみられたが、理解可能なものとし、そのまま採用した。性差は見られなかった。

少年院出院者に対する社会的距離 (表 4)

少年院出院者に対する社会的距離については、曖昧な記述である「親しくなってもいい」や「職場や家近くで仕事を始めてもいい」といったプライベートではない関係では得点が高かった一方、「結婚して家族の一員になってもいい」「隣に引っ越してもいい」といったプライベートな関りが予想される項目では低かった。5項目の加算平均を少年院出院者に対する社会的距離尺度 ($\alpha=.88$) とした。性差は見られなかった。

表 3 少年院出院者に対する許容的態度

| | <i>M</i> | <i>SD</i> |
|-------------------------|----------|-----------|
| 少年院出院者 ($\alpha=.74$) | 3.58 | 0.92 |
| 許容度 | 3.72 | 0.95 |
| 関与可能性 | 3.43 | 1.11 |
| 非行少年 ($\alpha=.75$) | 3.23 | 0.99 |
| 許容度 | 3.30 | 1.07 |
| 関与可能性 | 3.16 | 1.14 |
| 一般青少年 ($\alpha=.73$) | 4.28 | 0.77 |
| 許容度 | 4.37 | 0.87 |
| 関与可能性 | 4.20 | 0.87 |
| 刑務所出所者 (坂井・川島, 2021) | | |
| 許容度 | 2.73 | 0.61 |
| 関与可能性 | 2.84 | 0.84 |

表 4 少年院出院者との社会的距離

| | <i>M</i> | <i>SD</i> |
|------------------|----------|-----------|
| 隣に引っ越してもいい | 3.03 | 0.96 |
| 一晩つきあってもよい | 3.20 | 1.09 |
| 親しくなってもいい | 3.49 | 0.96 |
| 職場や家近くで仕事を始めてもいい | 3.78 | 0.88 |
| 結婚して家族の一員になってもいい | 2.80 | 1.04 |

各尺度間の相関分析 (表 5)

ネガティブイメージは、弱いながらも被害リスク知覚、犯罪不安と正の相関、少年院出院者に対する許容的態度、社会的距離と負の相関がみられた。被害リスク知覚は、社会的・個人的両水準の被害リスク知覚と犯罪不安に中程度以上の正の相互相関がみられた。特に、個人被害リスク知覚と個人犯罪不安の相関が高かった ($r=.79, p=.000$)。犯罪不安と許容的態度との関係は、社会的犯罪不安とは相関がみられなかったが、個人的犯罪不安とは弱い負の相関がみられた ($r=-.37, p=.001$)。許容的態度と社会的距離は中程度の正の相関が

みられた ($r = .65, p = .000$)。

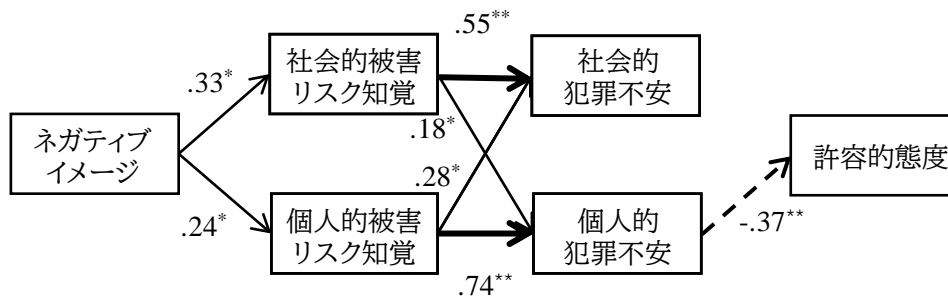
表5 各尺度間の相関分析結果

| | 1 | 2 | 3 | 4 | 5 | 6 |
|------------------|---------|---------|---------|---------|----------|--------|
| 1 ネガティブイメージ | | | | | | |
| 2 社会的被害リスク知覚 | .24 * | | | | | |
| 3 個人的被害リスク知覚 | .20 * | .65 *** | | | | |
| 4 社会的犯罪不安 | .30 ** | .64 *** | .55 *** | | | |
| 5 個人的犯罪不安 | .24 * | .62 *** | .79 *** | .58 *** | | |
| 6 許容的態度 (少年院出院者) | -.32 ** | -.27 ** | -.36 ** | -.18 | -.37 *** | |
| 7 社会的距離 | -.35 ** | -.21 * | -.18 | -.18 | -.21 * | .65 ** |

*** $p < .001$, ** $p < .01$, * $p < .05$

仮説モデルの検討

仮定モデルを検討するために、許容的態度を従属変数として共分散構造分析によるパス解析を行った。ネガティブイメージを外生変数とし、被害リスク知覚 (社会的・個人的)、犯罪不安 (社会的・個人的) を媒介変数としたモデルの適合度は、 $\chi^2 = 65.524 (p < .001)$ 、 $CFI = .737$ 、 $GFI = .838$ 、 $AGFI = .514$ 、 $RMSEA = .300$ と十分な適合度が得られなかった (図2)。非有意なパスの削除やネガティブイメージから許容的態度への直接パスを追加など、いくつかのモデルを検討したが十分な適合度は得られず、仮説1は支持されなかった。



$\chi^2 = 65.524 (p < .001)$, $CFI = .737$, $GFI = .838$, $AGFI = .514$, $RMSEA = .300$

** $p < .01$, * $p < .05$

図2 仮説モデル

(ネガティブイメージが被害リスク知覚・犯罪不安を媒介して許容的態度におよぼすモデル)

そこで、被害リスク知覚による犯罪不安がネガティブイメージを形成し、許容的態度に影響をおよぼすモデルに修正し検討を行った (図3)。その結果、適合度は、 $\chi^2 = 8.306 (p$

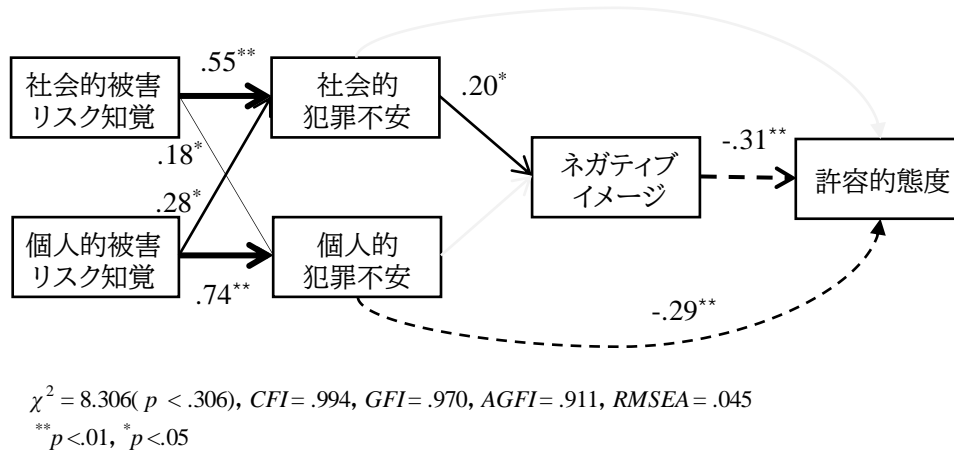


図3 修正モデル (N=93)

(被害リスク知覚が犯罪不安・ネガティブイメージを媒介して許容的態度におよぼすモデル)

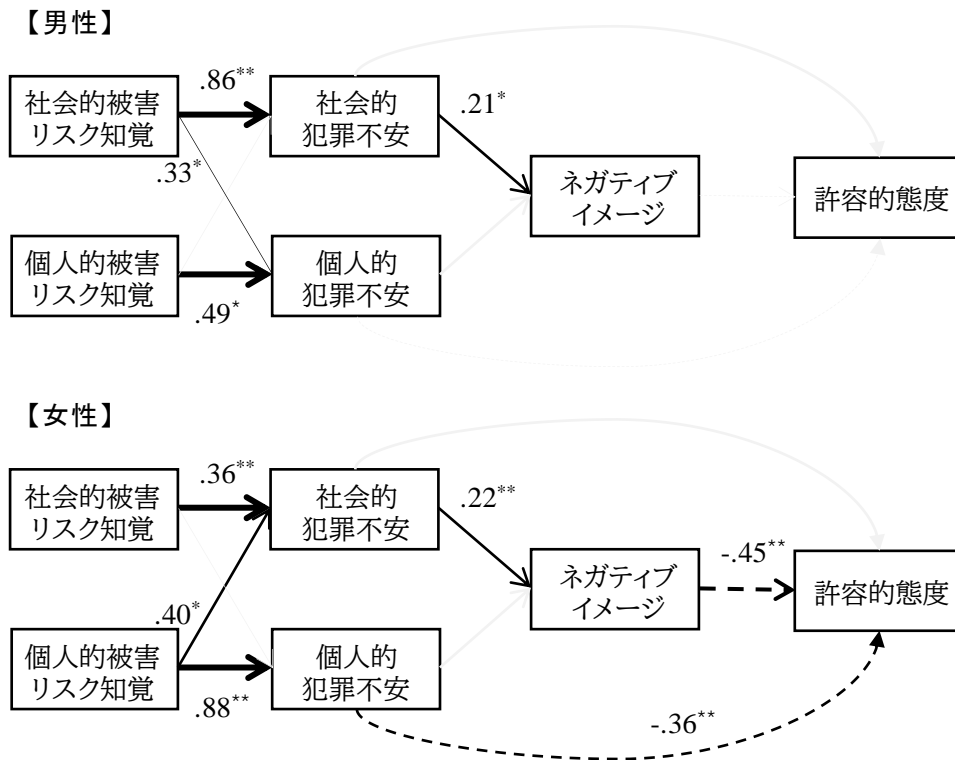


図4 性別による多母集団同時分析 (N=93)

=.306) , $CFI=.994$, $GFI=.970$, $AGFI=.911$, $RMSEA=.045$ と高い適合度を示した。被害リスク知覚によって高められた犯罪不安のうち、社会的犯罪不安がネガティブイメージを高め許容的態度を低下させるという経路と個人的犯罪不安が直接許容的態度を低下させる 2 経路が確認された。

修正モデルにおける各変数が男女でどのように変化するか検討するために多母集団同時分析における共分散構造分析をおこないモデルの比較を行った (図 4) 。分析の結果、構築したモデルの適合度は、 $\chi^2=15.741$; $p<.329$, $GFI=.949$, $AGFI=.847$, $CFI=.993$, $REMSA=.052$ であった。

男性は、個人的被害リスク知覚から社会的犯罪不安、ネガティブイメージから許容的態度、個人的犯罪不安から許容的態度のいずれのパス係数が有意ではなく、許容的態度へのネガティブイメージ、犯罪不安の影響は確認できなかった。一方、女性は、社会的被害リスク認知が社会的犯罪不安を通してネガティブイメージにつながり、許容的態度を低下させる経路と個人的リスク認知が個人的犯罪不安を通して直接許容的態度を低下させる経路が明確となった。よって仮説 2 は支持された。

考察

本研究は、非行少年の再犯予防の一知見として、少年院出院後の地域社会を構成する人々の少年院出院者に対するスティグマともいえるネガティブなイメージの許容的態度への影響を検討した。大学生を対象にして 15~18 歳の少年院出院者に対するネガティブなイメージと許容的態度と被害リスク知覚 (個人的水準と社会的水準) および犯罪不安 (個人的水準と社会的水準) の関連を検討した結果、少年犯罪に対する被害リスク知覚に起因する犯罪不安が社会的水準ではネガティブイメージを通して、個人的水準では直接、許容的態度を低下させることが明らかになった。

大学生の持つ非行少年に対する葛藤

非行少年のイメージについて想定した人格特性・境遇・更生可能性・一般的なネガティブイメージの 4 因子に明確にはわかれなかったが、犯罪を起こした原因は本人の気質よりも育ちや環境によるものであり更生可能性は十分にあることは理解しているものの、理解不能・怖いなどのイメージも拭い去れない大学生の姿が確認できた。今回の対象者は大学で教育や対人援助に関して学んでいる者が多く、非行少年や少年犯罪に関する知識もあり全体として許容的態度は高いのだが、どうしても感情的に受け入れられない面もある背景に、犯罪というものに対する恐怖イメージの強さがうかがわれた。理解不能なものに対する恐れを持つのはしごく当然のことである。特に、少年犯罪の被害者になりやすいとされる女性において個人的な犯罪不安が許容的態度に影響しているのも十分理解できる。重要なのは、知識と恐れをどのように調整しながら少年院出院者の居場所をつくっているかである。恐れや不安がネガティブイメージを増幅しないようにする工夫が必要であろう。

イメージが先行するのか被害リスク知覚が先行するのか（モデルの問題）

本研究では、イメージが先行するモデルではなくリスク認知が先行するモデルの適合性が高かった。しかし、一概に被害リスク知覚が先行すると言い切れない。社会的水準では、被害リスク知覚が先行していたが、個人的水準では被害リスク知覚に惹起される犯罪不安から直接許容的態度に影響があり、イメージを媒介していなかったからである。つまり、水準によってメカニズムが異なる可能性が推測される。向井・藤野 (2021) のモデルでは理解不能、つまり、個人的な感情として受け入れられないイメージに限定していたため、本研究での個人水準でのルートをたどったとも考えられる。一方、本研究での知識的なイメージが社会集団的な規模での固定観念、もしくはステレオタイプ結びつきとしてのスティグマ (Goffman, 1963; Link & Phelan, 2001) にあたるとすると、社会的被害リスク認知→社会的犯罪不安→ネガティブイメージ (スティグマ) →許容的態度という別なルートをたどると考えることも可能である。

個人特性としての不安が精神障害者を危険であると評価し、脅威を予測することによってスティグマが強まる (高田・長谷川, 2021) との報告もあるが、本研究では個人の不安ではなく、社会に及ぼす影響に関する不安がネガティブイメージに影響を与えていた。これは、対象が少年犯罪者であることに加え、評価を求めたイメージ尺度の問題が関係している可能性がある。内的事象帰属はスティグマの1因子である危険性を減じるものの、社会生活での非常にストレスフルな出来事への帰属を表す外的事象帰属は精神疾患に関するスティグマを促進させるという吉沢・三沢 (2012) の報告と一致する知見と言える。

対象者の特徴による違い

対象者の持つイメージは対象者のもつ特徴や考え方の違いによって異なる。今回は、性差の検討にとどまったが、非行少年との接触経験別、知識の程度や怖さの程度、対象者の性格や考え方などによってどのような違いがあるのか検討が必要である。

本研究の限界と今後の展望

最後に、本研究の限界と課題を示す。第一に回答者問題である。サンプル数も100名に至らず少なかつた上、一定の学部集中していたため、一般大学生の結果とはいえない。サンプル数および多様な学生を対象にする必要である。第二にモデルとして検討するには、モデルの組み立て、各要素の絞り込みが十分ではなかったと考えられる。考察でも述べたが、社会的水準と個人的水準の組合せを検討する必要がある。第三に回答における社会的望ましさの影響を考慮できなかった点である。非行という法の存在を感じさせる本研究の性質上、回答時に社会的望ましさが働いた可能性がある。今回はオンラインでの質問紙調査を実施したが、回答時間や場所に制限のないオンラインでの実施では特に回答に社会的望ましさや潜在的態度の影響も否定しきれない (村山, 2022)。実験等の手法を用いることで社会的望ましさ等の剰余変数を統制することでより正確なデータを収集して分析するこ

とや、IAT などの潜在的な要素についてのアプローチを導入することなどによって、本研究にて示唆されたモデルに関する一連のプロセス等を、さらに精査することが出来ると思われる。

最後になったが、少年院出院者は名札をつけて地域社会に復帰するわけではない。私たちはひとりの人間として地域社会で出会う。なにかのきっかけで少年院出院者ということを知り態度が変わることこそが、スティグマによる行動変容である。ラベルではなく、その人そのものとしっかりと向き合えるような地域社会になるために、なにが必要か今後とも考え続ける必要がある。

付記

本研究は、信州大学大学院総合人文社会科学研究科に提出した修士論文の一部を加筆・修正したものである。

引用文献

- Goffman, E. (1963). *Stigma: Notes on the management of spoiled identity*. Englewood Cliffs, New Jersey: Prentice-Hall. (石黒 毅 (訳) (1970). スティグマの社会学—烙印を押されたアイデンティティ— せりか書房)
- 服部 達也 (2021). 少年院出院後の『居場所の確保』のための支援の在り方についての一考察 —少年院と関係機関の連携の在り方と現状の分析を中心として— 社会安全・警察学, 7,103-113.
- 法務総合研究所 (2018). 青少年の立ち直り (デシスタンス) に関する研究 研究部報告 58. Retrieved September 29, 2023, from https://www.moj.go.jp/housouken/housou_housou08.html
- 法務総合研究所 (2019). 再犯防止対策等に関する研究 研究部報告 59. Retrieved September 29, 2023, from https://www.moj.go.jp/housouken/housou_housou08.html
- 法務総合研究所 (2023). 令和 5 年版犯罪白書 法務省ウェブサイト Retrieved January 15, 2024, from https://www.moj.go.jp/hisho06_00280.html
- 法務省 (2021). 再犯防止に向けた総合対策 再犯防止等施策に関する基礎資料. 令和 3 年版再犯防止推進白書 日経印刷株式会社
- Link, B. G., & Phelan, J. C. (2001). Conceptualizing stigma. *Annual Review of Sociology*, 27, 363-385.
- 向井 智哉・藤野 京子 (2021). 少年犯罪に対する厳罰志向性と犯罪不安および被害リスク知覚の関連—先行要因としての子どものイメージに着目して— 実験社会心理学研究, 60(2). 100-112.
- 村山 誠 (2022). 犯罪者に対する住民の受容・排除行動における意思決定プロセスに及ぼす要因 総合政策論議, 44, 1-25.

- 岡田 至雄・安藤 仁朗 (1994). 犯罪および犯罪者に関するイメージの研究 関西大学社会学部紀要, 26, 1-29.
- 小俣 謙二・古曳 牧人・川邊 譲 (2021). 更生保護施設建設に対する市民の態度に影響を及ぼす要因 犯罪心理学研究, 58, 1-17.
- 坂田 瑞穂・川島 大輔 (2021). 刑務所出所者に対する態度とスティグマの関連—大学生を対象として— 中京大学心理学研究科・心理学部紀要, 20, 55-62.
- 清水 裕士 (2016). フリーの統計分析ソフト HAD—機能の紹介と統計学習・教育, 研究実践における利用方法の提案— メディア・情報・コミュニケーション研究, 1, 59-73.
- 染田 恵 (2009). 犯罪予防・再犯防止に関する研究・実務の動向 犯罪社会学研究, 34, 171-178.
- 只野 智弘・岡邊 健・竹下 賀子・猪爪 祐介 (2017). 非行からの立ち直りに関する要因の考察—少年院出院者に対する質問紙調査に基づいて— 社会犯罪学研究, 42, 74-90.
- 高田 瑞希・長谷川 晃 (2021). 精神障害者に対するスティグマを規定する要因—精神障害者との接触体験と4つの個人差要因の影響— 東海学院大学紀要, 15, 1-11.
- 保木 正和・木村 正孝・古曳 牧人・原島 寶・工藤 弘人 (2004). 法務教官から見た現代の非行少年像に関する研究 中央研究所紀要, 14, 211-254.
- 吉岡 久美子・三沢 良 (2012). 精神疾患化に関するスティグマの影響モデルの検証—うつ病の原因帰属と社会的距離の関連性— 健康心理学研究, 25, 93-103.